

サウジアラビアの「民主化」問題 改革派の請願書の分析を中心にして

著者	福田 安志
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	現代の中東
巻	37
ページ	42-63
発行年	2004-07
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/507

サウジアラビアの「民主化」問題

—改革派の請願書の分析を中心にして—

福田 安志

はじめに

- 1 専制君主的王政と改革要求
- 2 請願書と改革派
- 3 政府の対応
- 4 改革の動きがはらむ矛盾
—終わりに代えて

はじめに

サウジアラビアは国王が政治の実権をもつ王政の国家である。国内の政治制度は、国王に権力が集中する一方で、シューラー評議会はあるものの権限を付与された議会が存在せず、また政党の結成が禁止され言論の自由が許されていないなど、きわめて特異な構造をしている。世界に存在する非民主的な独裁国家の多くは、強力な暴力装置としての軍隊や治安機関を用いて、あるいは政権支持母体の政党組織などを操作しつつ、その権力を維持している。サウジアラビアでは、これまでも王政を脅かす出来事が起こったことはあったものの、長期的な視点から見れば、その特異な政治体制にもかかわらず長年にわたり政治的安定が保たれ王政が維持されてきたが、そのことは、軍隊や治安機関の存在よりも、石油収入の分配構造と重なったその

統治の仕組みに負うところが大きかったと考えられる。建国以来の王政国家の政治制度は多くの問題をもつものであったが、石油収入の分配が政治の安定をもたらし、王政国家の骨組みは大きく変化することもなく現在まで続いてきたのであった。そのサウジアラビアで、現在、国内の政治体制の改革問題が、内政上大きな問題として浮かび上がってきている。

イラク戦争への緊張が高まっていた2003年1月に、知識人・ビジネスマンなど多様な職業から成りかつ外国人を含まないサウジ国民104名が署名した、政治体制の改革などを求める請願書がアブドゥラー皇太子宛てに提出され、その後も、請願書の提出は続き、9月と12月には、1月の請願書の流れを汲んだ人たちによって第2、第3の請願書が提出されている。年が明けた2004年2月には第4の請願書が提出されている。また、2003年4月にはシーア派住民448名が署名した、政治改革やシーア派住民の宗教的自由や待遇の改善を求める請願書も提出されている。サウジアラビアで王政指導部宛てに政治改革を求める国民の請願書が提出されたのは、主要なものとしては、過去には湾岸戦争後の1991年と92年の2回あるが、1月の請願書は、それ以来、初めて提出された請願書であり、サ

ウジアラビアの政治に大きな衝撃を与えることとなった。

改革を求める国民の動きに直面したアブドッラー皇太子を中心とする王政指導部は、改革に前向きに取り組む姿勢をみせている。2003年1月の請願書提出に際しては、アブドッラー皇太子が請願書を作成したグループの代表と会見している。その後6月には、アブドッラー皇太子のイニシアティブで、知識人や聖職者らによる「知的対話のための国民集会」がリヤードで開催され、政治、経済、社会問題などが話し合われている。7月にはスルターン第2副首相兼国防航空相が改革派のグループと会談している。10月になると、政府は、地方の評議会に選挙を導入することを表明し(後述)、翌11月にはシューラー評議会法(後述)の改正を行ない、シューラー評議会の立法機能の強化を試みている。12月には、第2回目の「知的対話のための国民集会」がメッカで開催されている。このように、王政指導部も、ある程度の政治改革を行なおうとする姿勢をみせてきたのであった。

国民、政府の双方から政治体制の改革の動きが起きていることは、これまでの石油収入の分配を軸とした政治の仕組みが、統治の面での有効性を失いつつあることを示している。本稿では、こうした状況をふまえ、主に請願書に焦点を当てて、サウジアラビアの政治体制改革の問題について検討したい。

1 専制君主的王政と改革要求

サウジアラビアの政治構造は非民主的な性格をもっており、後にも記すように国民の間には不満が強く、イラク戦争後のサウジアラビアを

取り巻く環境の変化のなかで、請願書の形で改革要求が噴き出したのは当然のことと言えよう。議論を進める前に、まず、民主化問題の背景にあるサウジアラビアの政治構造とその問題点、そして民主化運動のこれまでの流れについて簡単に述べておこう。

サウジアラビアの政治的権限は国王に集中しており、国王は専制君主的な性格をもっている。国家の制度上、国王は国家元首であり、同時に首相を兼務し行政を束ね、国軍最高司令官も兼ねている(図1参照)。こうした国王を頂点とした国家構造の下で、政策の最終的な決定権は国王に帰している。国王は首相として閣議を主宰し、予算を含む閣議での決定事項は、国王の裁可を得た上で、国王の名前で勅令として発布され、法律として(イスラーム法以外の法律を示す規則[nizām]などとして)施行される。国防大臣、内務大臣、外務大臣などの国家の安全保障に関する重要政策に関わる要職には、王弟などの王族(王家サウード家)が配置され、主要王族を中心にして支配体制が固められている。政策や法案は、国王や主要王族の意向にそって、各官庁や各最高評議会などで検討され策定される。

一方で、国民には、言論の自由は認められておらず、政党の結成も禁止されている。政治的な集会やデモも禁止されており、国民に政治活動の自由は存在しない。また、選挙による議会は存在せず、選挙と議会を通しての国民の政治参加の道は閉ざされている。

サウジアラビアの王権は、初めから専制君主的な性格をもっていたわけではない。アブドル・アジーズ初代国王がサウジアラビア王国を建設した1920年代、30年代には、サウジアラビアの社会は部族社会で、各地には地域に根を

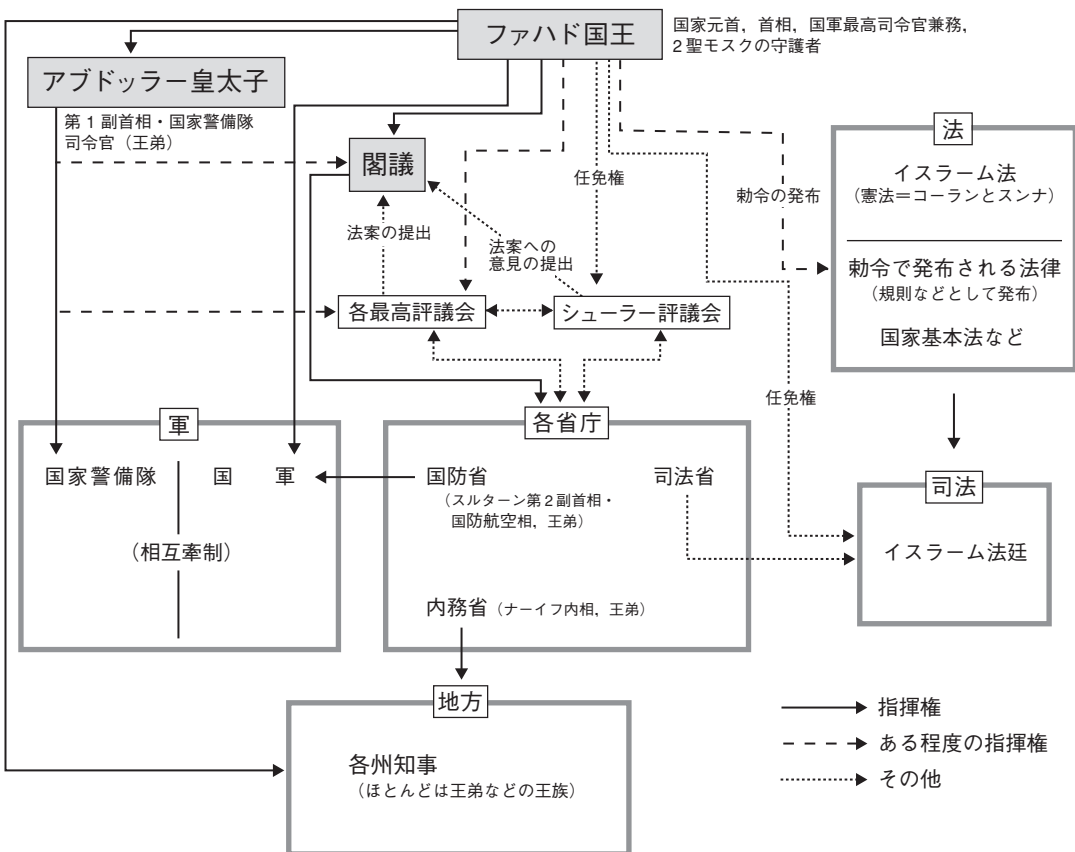
張った勢力が存在していた。そうしたなかで王権は専制君主的な存在としては存立しえず、王権にとっては、むしろ部族社会の調整役の機能が重要で、中央・地方の有力者との協議や協力が内政上重要な役割を果たしていた。王政指導者と国民との対話の場であったマジュリス（王宮などで開かれた対話・陳情のための会議）も、それなりに機能していたのである。

現在のような専制君主的な王政が確立されてくるのは、石油収入を得るようになった後のことである。石油収入を得た政府は、その資金を

用いて行政機構や軍隊・治安機構の整備を進め、以前と比べ中央集権的な色彩を強くした統治機構を作り上げることで、国内の統治体制を飛躍的に強化することができたのであった。財政と経済は石油収入を中心にして動くようになり、そのことも、石油収入の分配権を握っていた王権を強化した。石油収入を得るようになった王政は、体制が固まってくるのに従い、少しずつ専制君主的な性格を強くしていった。

王政の政治体制がまだ確立されていない時期であった1950年代から60年代初めにかけて、

図1 サウジアラビアの権力構造



労働運動や反政府運動が起こりそのなかで憲法制定や議会開設の要求が出されたり、また、憲法制定などの政治体制の改革を求める一部王族による「フリー・プリンス」の動きが起こったことがあった。当時、アラブ世界ではエジプトのナセル大統領などを中心としたアラブ民族主義の影響が強まり、サウジアラビアの国内にも影響を与えていたことが、そうした動きの背景にある。その内政も、1964年にファイサル国王が即位し政治的指導力を発揮するようになると、安定していく。さらに、1970年代にかけて、石油開発の進展と原油価格の上昇で石油収入が大幅に増加し、経済が急速に発展し、国民が石油経済の恩恵を享受するようになると、政治改革を求める声は消えてなくなったわけではないが、政治問題として表面化することはなくなったのであった。

石油収入をふまえて作られた政治体制とは、どのようなものであったのだろうか。石油収入を得た国家は、国民からはほとんど税金を徴収せず（国民から徴収している税金は、関税とザカートが中心^(注1)）、一方で、国家機関への雇用や、補助金の支給などを通して、石油収入が国民に流れていくシステムが出来上がった。国家機関ないしは政府系の事業体が国民の主な雇用先となり、公務員などとして働く彼らは高給を受けとり石油収入の分配に与かることとなった。さらに、政府は、教育、医療、電気・水、通信などのさまざまな行政・公共サービスを、無料ないしは安い料金で国民に提供したのであった。経済と暮らしが豊かになったことで、政治への不満は少なくなり、また、国民の税負担が少ないことは国民の政治要求を弱めた。加えて、製造業などの生産部門が発展せず、労働力の多く

を外国人労働力に依存していたため、国民の階層分化が進まず、労働運動なども発展しなかった。

このように、石油収入は、単に財政や経済を動かす原動力としてあっただけではなく、王政の政治体制を作り出し、王権を支える根幹となり、政治と社会の安定を得る上できわめて大きな役割を果たしてきたのであった（その体制については図2に概念図を示した）。

しかし、その石油経済体制も、しだいにほころびが目立つようになっていく。経済が発展し、人口増加や都市化などの社会的変化が進行し、また、教育制度やマスコミが発展し人々の政治意識も変化していくなかで、石油王政は統治の有効性を失い始めていく。財政困難が長期化するなかで、大型開発事業は抑制され、国家機関への新規雇用数も絞られていった。また、補助金や公共サービス料金の見直しが行なわれ、政府系企業の民営化が進められるなど財政と経済の改革が始まり、さらに、人口増加にともない若年層の失業問題が深刻化するなど、石油収入の恩恵はしだいに少なくなっていく。とりわけ、豊かな経済のなかで生まれ育った若い世代はそれを当然のこととして経済的な恩恵を感じることも少なく、そうしたなかで専制君主的な王政に対ししだいに批判の声が強まり、国民の間から政治参加を求める声が高まっていく。

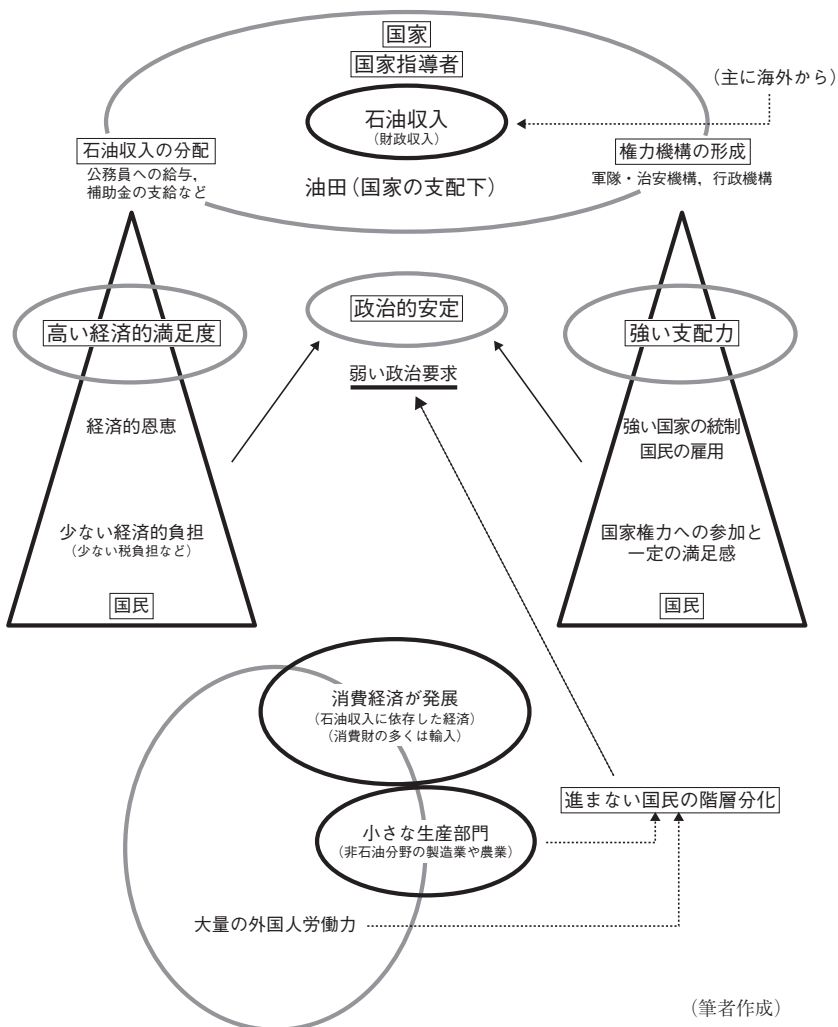
政治体制の改革を求める動きが表面化するのには、1991年の湾岸戦争直後のことであった。戦後すぐに、イスラーム主義者など472名が署名した政治改革を求める請願書がファハド国王宛てに提出され、翌1992年にも政治改革を求めるイスラーム主義者などによる2番目の請願書が提出され、政治改革を求める国民の不満が請

願書の形をとって政治の表舞台に噴出した^(注2)。

政治制度に対する国民の不満に対処するため、サウジ政府は1992年に「国家基本法」を制定し、「シュューラー評議会法」を布告し、改革の姿勢を示した。シュューラー評議会は翌1993年に開設されたが、それは政策決定過程に民意を反映させることを目的に掲げ設立されたものである。

しかし、シュューラー評議会は、現在でも議員が国王の選任により決められるなど、そのシステムは民意の反映からは、かけ離れたものとなっている。その立法過程における権能についても、シュューラー評議会は、首相から付託される国家の政策についての意見を首相に具申するものと規定され、その意見は閣議にも回付されるが^(注3)、シュューラー評議会の意見には絶対的な

図2 石油経済と国家・政治



拘束力はない^(注4)。そもそも、国家の安全保障や石油政策などにかかわる最重要案件や予算案は、シュウラー評議会に付託され審議されることはない。中東では、議会は実権をもっていないケースが多いが、その中東の基準からみても、シュウラー評議会は諮問評議会であって、われわれが理解しているような近代的議会と位置づけることには無理がある。

政府は、その後は、シュウラー評議会を拡大し、政策決定過程における役割を強化することで政治改革を求める国民の声に対応しようとしてきた。シュウラー評議会は1993年に60人の議員で始まったが(任期4年、国王の選任)、97年には90人に増強され、2001年には120人に拡大されている。また、その構成も、例えばシーア派出身の議員は当初1名であったが1997年の拡大後に4人に増やされている^(注5)。

同時に、法案がシュウラー評議会での審議を経て閣議にかけられることが多くなり、政策決定過程でのシュウラー評議会の役割が強化されている。近年では、法案がシュウラー評議会での審議を経て閣議にかけられる制度が定着している。2003年1月のシュウラー評議会では、外国人への所得税課税法案が否決され^(注6)、同法案は閣議に上程されないことになった。この事例が示しているように、シュウラー評議会の政策決定過程における役割は、少しずつ強まりつつある。このように、政府は、シュウラー評議会の強化を通じ、政治改革への国民の要求に対応しようとしてきた。しかし、シュウラー評議会には立法権はなく、その決議にも拘束力はなく、また、そもそも最重要案件はシュウラー評議会の討議に付託されることはないことを考慮すれば、現在のシュウラー評議会の役割は、強

化されているといってもそこには自ずから限界がある。

次に、サウジアラビアは、国家基本法で自らを「コーランとスンナを憲法とするイスラーム国家である」と規定する^(注7)、ワッハーブ派を中心とするイスラーム国家であり、そのことが民主化問題を複雑にしていることについても言及しておこう。サウジアラビア国家は、王家であるサウード家とワッハーブ派の協力関係に基づき18世紀半ばに建国されたサウード朝が発展したものである。ワッハーブ派は、サウード家の統治を正統化し王政の確立に大きな役割を果たしてきており、現在でも、ワッハーブ派は国家と結びつき、中心的な宗派として政治的にも強い影響力を保持している。政府の要職は、王族をはじめとするワッハーブ派に帰属する人々で占められている。

ワッハーブ派は、初期イスラームを重視し、社会や政治においてイスラームを厳格に適用することを主張する。そうしたワッハーブ派を中心とした体制の下で、シーア派住民は政治的社会的に差別的な扱いを受けているとして、王政への不満をもっている。また、女性の社会や政治への参加が遅れていること背景には、イスラームの教えを社会に厳格に適用しようとするワッハーブ派の存在がある。このため、女性の政治参加をはじめとしたリベラルな傾向をもつ民主化要求や、シーア派住民による改革要求は、王政のみならず、ワッハーブ派宗教界と対立することが避けられない。

また、国家基本法が「コーランとスンナがこの国家基本法と王国のすべての法(規則 *nizām*)を支配する」と規定しているように^(注8)、イスラーム国家とする規定の下で、イスラーム法を

柱として法体系が作られ、イスラーム法は絶対的な法体系として存在している。民主化要求の柱は、選挙で選ばれた議員による議会の開設と憲法の制定であるが、議会制民主主義の要諦は議会に立法権を与え、政策決定における要の役割を与えることにある。しかし、議会に立法権を与え強い権限を付与することは、イスラーム法と矛盾する法が制定される可能性に道を開くものであり、ブルーリズム(多元主義)、すなわち政治的価値観の多様化を進め世俗化につながるものである。このため、議会に立法権を与えることについては、宗教界が強く反対している。

議会への立法権の付与については、改革派のなかにも、イスラーム系改革派を中心に否定的な考えが強い。サウジアラビアの政治と社会では、イスラームが強い影響力をもっており、イスラームの価値観に基づいた政治改革要求が、多くの国民の支持を得ている。このため、イスラーム系の改革派が政治改革を求める改革派の中心となっているが、イスラームの価値観をふまえて改革を進めようとしている彼らは、イスラーム法を否定し世俗化に道を開く可能性のある、議会への立法権付与には否定的である。

政治改革に反対する勢力についても述べておこう。政治改革への反対は、主には、現在の政治体制の下で権利や影響力を保持している王族や宗教界のなかから起きている。サウジアラビアにおける政治改革の焦点は、選挙で選ばれた議員による議会の開設、議会への政策決定過程における権限の付与、言論の自由や結社の承認、シーア派や女性に対する相応の権利の付与、そして、それらを成文憲法で保障する、ことに置かれていよう。これらのことが最大限実現され

れば、それにとまって打撃を受けることになるのは、まず、現在、政治の実権を握っている王族(王家サウード家)である。また、イスラーム国家体制の下で、宗教、司法、教育などの面で大きな力を持ち、政治・社会的影響力を保持してきた保守的なワッハブ派宗教界も大きな打撃を受けることは間違いがない。これまでも、国民の間には政治や社会の改革を求める声が根強く存在したが、王族とワッハブ派宗教界に強い反対が存在し、それを受けて王政指導部は改革に消極的であった。

しかし、2003年1月以降の動きのなかでは、アブドッラー皇太子をはじめとした王政指導部は改革を進める姿勢をみせている。近年の若年層の増加と国民の政治意識の変化など、政治環境をめぐる構造的な変化があり、そのことを背景に、改革を求める国民の動きは強まっており、王政指導部としても真剣に受け止めざるを得ない状況となっている。また、9.11以降、アメリカからの改革を求める外圧も強まっている。こうした状況を受けて、アブドッラー皇太子をはじめとする王政指導部は、ある程度の政治改革を実行せざるを得ないと判断したものとみられる。しかし、権限や影響力を失う一部王族やワッハブ派宗教界には、反対の声も強い。

2 請願書と改革派

1. 請願書のもつ意味

政治改革などを求める最初の請願書が、アブドッラー皇太子に宛てて提出されたのは2003年1月のことである。その後、9月と12月に、第2、第3の請願書が提出されている。これらの三つの請願書は、サウジアラビアの政治改革

の動きにとってきわめて重要な意味をもっており、また政治改革に関わる人々の動きを分析する上で貴重な情報を与えてくれるものである。

政治改革の動きにとってきわめて重要な意味をもっているのは、請願書が改革を求める人たちを一つのグループにまとめ、さらに、請願書によって改革を求める動きが政治の表面に出てきたためである。すでに述べたように、サウジアラビアでは言論の自由がなく、自由な政治活動も禁止されている。このため、海外のイスラーム教徒への支援活動や慈善事業などの形で影響力を拡大したアル・カーイダなどのイスラーム主義勢力を除けば、国内で国民による政治的な活動が表面化するのはいままでのことである。政治改革を求める動きについては、湾岸戦争後の一時期表面化し改革派が政府と対立したことがあったが、それ以降は、大きな動きは起こっていない。少なくとも国内で政治改革を求める動きが起こったことを伝えるニュースはなく、政治改革を求める声は存在していたものの、それが政治的な運動として力をもつことはなかったと考えられる。

2003年の3回にわたる請願書の提出は、9.11以降、アメリカなどによるサウジアラビアに対する民主化圧力が強まるなかで、改革を求める動きが国民のなかで強まり、改革を求める人たちの間の連携が進み、政治的な流れを生み出したことを示している。請願書の取りまとめ過程で、それまで組織立てられた動きをみせることのなかった改革を志向する人々が、お互いに協力関係を強め、改革派の組織的まとまりが強まった。請願書によって、改革派が、緩やかなものではあるが、一つの形をもったものとして形成され、改革要求が政治の表面に出てくること

となったのである。

また、請願書の記載内容からは、具体的にどのような内容の政治改革が求められているかについて知ることができ、また請願書の署名者のリストは、請願書を作った人々について分析する上で貴重な情報を与えてくれるものである。

サウジアラビアの国内では報道が規制されており、政治改革を求める国民の動きが新聞などのマスコミで報道されることはまずない。たまに新聞で報道されるのは、政府が行なっているか、あるいは政府がイニシアティブをとっている政治改革の動きについてのみである。政党活動が認められていれば、それぞれの政党の活動やその広報活動を通し、国内の政治動向についてある程度知ることができる。また、政治的イデオログなどが政治的内容を記した書籍や論文を発表することが許され、マスメディアなどを通し発言することが許されているならば、それらの文献や情報を通し、政治的に何が問題となっており、各政治勢力が何を求めているかなどについて、具体的内容を知ることも可能である。しかし、国内では厳しい言論・報道の統制が行なわれているため、どのような内容の政治改革が求められているのか、どのような人たちが政治改革を要求しているのか、など、具体的な内容についてはいっさい不明であった。

国内での厳しい締めつけを受けて、海外でもサウジアラビアの政治改革に関する情報に接することは少ない。海外のサウジ反政府派のウェブサイトの情報や、研究者や関係者とのインタビュー、あるいは海外のマスメディアの報道などを通し、断片的な情報が流れてくるのみであった。

政治改革についての情報が少なく、現地での

実地調査も困難であったため、サウジアラビアの政治改革については、ほとんど研究はなされてこなかったのが現状である。これまでのサウジアラビアの政治改革に関する研究としては、海外では J. Teitelbaum^(注9) や M. Fandy^(注10) などの研究があるが、それらは1990年代のイスラーム反体制派について取り扱ったものであり、9.11以降の政治改革の動きについては言及されていない。最近のものとしては、*Foreign Affairs* に掲載された M. S. Doran の報告がある^(注11)、いくつか興味ある視点が提示されているものの、同報告はインサイド・レポート的な性格のものであり、事実関係をふまえて分析がなされているとは言いがたい。また、日本で刊行されているものとしては、中村覚による研究がある^(注12)、現在の改革派の実態についてはほとんど言及されていない^(注13)。

したがって、2003年に提出された三つの請願書は、求められている改革の内容と改革派の実態について知る上で、現在のところ、貴重な情報を提供してくれる唯一の資料であるといっても過言ではない。本節では、それらの請願書の内容と署名者について分析し、現在の改革運動の実態の解明を試みたい。

2. 第1の請願書

最初の請願書が提出されたのは2003年1月のことである。宛先は、アブドッラー皇太子で、請願書には「祖国の現状とその将来についてのビジョン」とするタイトルがつけられている。請願書の柱は、選挙で選ばれた議会の設置、司法の独立、言論の自由、結社の自由、人権の保障、公平な富の分配、宗派などによる差別の撤廃、女性の権利の確立など、政治・社会の改革

を実施することに置かれている（詳しくは表1参照）。

請願書の写しは新聞で報道されており^(注14)、それには署名者全員のリストも付いている。請願書の性格を判断するために、まず、署名者の構成からみていきたい。

請願書に署名しているのは合計104名で、署名者の内訳は、政治的にはリベラル派、イスラーム主義者（過激派ではない）、シーア派など、あるいは職業的には、知識人、ビジネスマン、ジャーナリスト、公務員、医師、聖職者などの多様な人々から構成されている。署名者の国籍についての記載はないが、請願書の性格と報道などから判断すると、全員サウジアラビア人であると考えられる。署名者のうち27名（26%）が博士号をもっており^(注15)、高学歴者が多いことを示している。署名者のリストには、署名者の職業も記載されている（なかには複数の職業を記している者もいる。それは第2、第3の請願書も同様）。職業別にみると、大学の教授・講師が22名（21%）、ビジネスマンは7名（7%）で、マスコミ関係は7名（7%）、元大臣（ムハンマド・サッラーハ・ジャムジューム [Muhammad Salah Jamjum]：ジェッタの財閥）、元次官2名も署名し、またアール・シャイフ家（ワッハーブ派運動の創始者ワッハーブの子孫）の者が2名署名している。これらのことは、請願書が多様な人々の支持を得ていることを示していよう。

署名者のなかには、その職業を作家や詩人などと記してある例も多い（36名、35%）が、このなかには本当の職業（例えば公務員や大学教官など）を隠して作家や詩人と記した者も多いと思われる。また、職業が未記入の者が28名（27%）いる。本当の職業を隠したり、あるいは職業が

未記入なのは、1月の請願書が最初に提出された請願書であり、政府と社会の反応に確信がなかったため、署名者にためらいがあったものと考えられる。

シーア派については、4月のシーア派請願書の署名者と比較すると、署名者104名のうち、明らかにシーア派と特定できる者だけで9名いる。それ以外にもシーア派がいる可能性があるためシーア派の数は9名以上ということになる。女性は、名前および職業名詞（女性は女性形名詞になる）から判断すると、1名もいない。

請願書は多様な思想傾向をもつ人々によって署名されており、そのことが請願書の性格を示唆している。署名者のトップに名前が記されているのはムハンマド・サイド・タイブで、彼はジェッダの著名なリベラル派の活動家である。署名者の2番目には、著名なイスラーム主義者のアブドラー・アル・ハーミドの名前があり、またその他にも著名なイスラーム主義者のムハンマド・サラハ・アッディーンなどの

名前も見える。104名の署名者のなかには、イスラーム主義者（過激派ではない）あるいはリベラル派と目されている人物が多数名前を連ねている。請願書全体では、リベラル派の数のほうがイスラーム主義者よりも勝っている^(注16)。一方で、シーア派の者も9名以上署名しており、このことは請願書が一つのイデオロギーに依拠して取りまとめられたものではなく、改革を求める多様な人々によって取りまとめられたことを示している。

なぜ、このように思想傾向や社会的出自を異にする多様な人々が、一つのグループを作り請願書を取りまとめることができたのであろうか。

第1の請願書の作成は、2002年9月に作業が開始されたとされる。その時期は、アメリカがサウジアラビアに対する改革圧力を強めていく時期でもあり、改革に前向きな一部王族などによる、王政指導部の働きかけがあった可能性がある。改革を進めようとしている王政指導部に

表1 2003年1月の請願書(第1の請願書)の要点

-
- 国民の直接選挙で選ばれる議会の設置。議会は、立法権を行使することが可能であり、他の当局を監督することも可能。
 - 選挙による地方議会の設立。
 - 司法の独立。
 - イスラームが認めている言論の自由、人権などを認める勅令の発布。
 - 社会・職業・文化・経済的組織設立の合法化。
 - 経済計画の立案と地域間の富の分配における公平原則の重視。
 - 腐敗、汚職、ネポティズムの防止。
 - エスニックな、宗派的な、地域的な、社会的な差別をなくす。
 - 女性にはイスラーム法が認めた権利が与えられるべきである。
 - 主要な問題を議論するために政府は国民会議の開催を呼びかける。
-

(出所) *Al-Quds al-Arabi*, 27 January 2003.

としては、請願書は改革に弾みをつけるものであり、また改革に反対の保守派に対する牽制カードとして使うこともできる。そのためには、国民が一致して改革を求め、請願書を取りまとめることが望ましかったのではないだろうか。

請願書グループの側でも協力しなければならぬ事情があった。リベラル派にとっては、リベラル派の力は大都市を中心にしているものまだ弱く、国民の間で根強い支持のあるイスラーム主義系の改革派と協力することが改革を実現するためには必要であると考えたのではないだろうか。また、請願書の狙いの一つが改革に反対の保守派に対する牽制であり、保守派の中心がワッハブ派宗教学界であることを考えると、改革派イスラーム主義者との協力は、改革を進める上で有効であると考えたのではないだろうか。

一方で、イスラーム主義者にとっては、1990年代以来サウジアラビアの改革要求運動・非政府的政治活動の中心を担ってきたのはイスラーム主義者であり、彼らは国民の支持を得ていたが、9.11以降イスラーム主義に対し厳しい風が吹いている状況のなかで、イスラーム主義者が単独で動くのは難しかった。サウジアラビアの政治の流れは改革問題に焦点を当てるようになっており、イスラーム主義者にとっては、リベラル派やシーア派と共同して請願書を作ることで、改革運動における影響力を維持し、できれば主導権を握りたいとの思惑があったものと考えられる。

リベラル派やイスラーム主義者たちは、長年の悲願であった改革の絶好の機会が到来している状況を見て、機会を逸することなく、同一歩調をとり改革要求を出すことが必要だと考え、

シーア派などの参加を得た上で、請願書を作成したものと考えられる。

いずれにせよ、リベラル派、イスラーム主義者、シーア派など多様な人々が協力して請願書が作成された。いわば協力と妥協の産物として請願書が取りまとめられたため、請願書の記載内容^(注17)には、具体的に何を実現しようとしているのかあいまいな部分もある。議会制の確立、言論の自由、女性の権利などが求められているが、同時にイスラームに反しないことも求められている。議会制民主主義の行き着く先はブルーリズムであり、それはイスラーム法支配の一貫性を否定しイスラーム国家の土台を掘り崩しかねない。表現の自由、女性の権利もそれらを最大限実現すれば、当然、イスラームの教えに反する部分も拡大していこう。議会の立法権についての表現が、「立法権の行使が可能」とあいまいに規定されているのも、そうした背景があるものと考えられる。

また、政府との対立を極力避け、幅広い人々の請願書への支持を得ようとしたことが背景にあると考えられるが、立憲制についての主張が、きわめてあいまいである。請願書のなかには、「憲法制に基づく国家の建設に向けたさらなるステップ」とした部分があり、その他にも「コーラン・スンナと調和した憲法概念の確立」など憲法という語を用いた表現は何箇所もあり、一応憲法について触れられているものの、成文憲法を制定し立憲制を導入することを明確に示した部分はない。

このように、請願書の内容にはあいまいに記された部分もあり、請願書の内容を読んでも、請願書グループが最終的に何を達成しようとしているのか、その真の狙いとするものが何なの

か、今ひとつ見えてこない。

1月の請願書の内容にあいまいな部分があることは、改革が進んでいき課題がより具体化していくのに従い、請願書を取りまとめた改革派グループ内で軋轢・対立が起こる可能性があることを示している。だが、一方で、各勢力の最大公約数的な要求を軸にして取りまとめられた請願書は、広く国民の支持を集めるものと考えられる。1月の請願書は、今後、サウジアラビアの民主化運動を牽引する指針的な存在となり、民主化運動に大きな影響を与えるのは間違いないであろう。

請願書にはさまざまな要求が記されているが、主要なものを列記すると表1のとおりである。

1月の請願書は、アブドッラー皇太子に宛てたものであるが、請願書の写しの送り先として、13名の名前があげられている。13名の名前の記載順は非常に興味深いので、写しの送り先を記載順に記すと、(1)スルターン第2副首相(王弟)、(2)タラール・ビン・アブドル・アジーズ(元フリープリンス、王弟)、(3)ナッワーフ・ビン・アブドル・アジーズ(元フリープリンス、王弟)、(4)ナーフ内相(王弟)、(5)サルマーン・リヤード州知事(王弟)、(6)アハマド内務副大臣(王弟)、(7)アブドイッラーフ・ビン・アブドル・アジーズ(元ジョウフ州知事、元カスィーム州知事)(王弟)、(8)サウード外相(王の甥)、(9)アブドル・マージド・メッカ州知事(王弟)、(10)ミタリン・メディナ州知事(王弟)、(11)マンドーフ・ビン・アブドル・アジーズ(戦略研究所長)(王弟)、(12)ミトイブ・ビン・アブドッラー(国家警備隊副司令官)、(13)アブドル・アジーズ・ビン・ファハド(国務大臣)(国王の息子)、とな

っている。

そのなかには、スルターン第2副首相やナーフ内相などの王族実力者の名前が記されるが、同時に、タラールやナッワーフ、さらにはアブドイッラーフなど、元フリープリンス(1960年代にアラブ民族主義の影響を受け政治社会体制の改革を訴えた青年王族)やアブドッラー皇太子に近いもの(アブドイッラーフなど)があげられている。請願書グループは、元フリープリンスなどに、請願書への理解を期待していることが見てとれよう。

3. 第2の請願書

第2の請願書は、アブドッラー皇太子宛てに2003年9月に提出された^(注18)。署名者は305名で、第1の請願書と比べて署名者の数が3倍近くに増加している^(注19)。第1の請願書が提出されたとき、アブドッラー皇太子が請願書グループの代表たちと面会し、また6月にはアブドッラー皇太子のイニシアティブで「知的対話のための国民集会」が開催されており、改革への勢いが強まり、また改革派とその支持者の間で請願書を出しても弾圧されることはないとの安心感が広がっていたことも、305名の多数の署名者を集めることができた背景にあるものと考えられる。

第2の請願書の署名者305名のうち、41名が1月の名簿と重複している。1月の請願書の署名者は104名であるので、第1の請願書の署名者のうち39%が第2の請願書にも名前を連ねていることになる。このことから、第2の請願書は1月の請願書の流れを汲むものであるとみることができよう。

しかし、第1の請願書の署名者のうちリベラ

ル派と目されている者は、ムハンマド・サイード・タイブをはじめその中心人物のほとんどが第2の請願書でも名前を連ねているのに対し、第1の請願書に署名したイスラーム主義者は、第2の請願書ではその名前が消えている。このことから、9月の第2の請願書は、イスラーム主義者を除外して、リベラル色の強いグループの主導権の下で作成されたとみることができよう。

『アル・クドス・アル・アラビー』(*Al-Quds al-Arabi*) 紙はその事情について「署名者の多くはリベラルなサークルに属しており、彼らはワッハーブ派過激派および増加する暴力と戦うことで当局と合意している。彼らの多くは、国家メディア機関と教職についている。リベラル派と支配王族のメンバーたちとの間には国内戦線

を結成しようとの試みがあり、それは強まるアメリカの圧力に対抗し、同時にアル・カーイダやその支持者などのイスラーム強硬派に対抗するためのものでもある。サウジ政府の高官たちは請願書を受け取り、署名者たちと面会し彼らを歓迎した。彼らは、改革の必要性についての考えを共有した」と述べている^(注20)。

サウジ政府は2003年5月12日のリヤード・テロ事件で多数の死傷者が出た後に、イスラーム過激派の摘発に本腰を入れ始めた。サウジアラビアの社会に深く根を張ったイスラーム過激派を孤立させ摘発するためには、政府はワッハーブ派宗教界の協力を必要とした。また、アル・カーイダ支持者をはじめとしたイスラーム過激派には地方出身者も多かったが、地方社会のレベルでもイスラーム過激派を締めつけ孤立

表2 2003年9月の請願書(第2の請願書)の要点

-
- すべての形態の暴力とテロを非難する。
 - 憲法、政治、経済、社会組織のラジカルで包括的な改革にただちに着手すべき。
 - 政府と国民は、国の安定、安全、統一を守るパートナー。責任を分担する。
 - 改革と国民参加の遅れがわが国に危険をもたらしている。
 - 改革の内容は、1月の請願書などに記されている以下の点である。
 憲法制度の制定、政策決定過程への国民参加。
 議会の選挙を実施し、議会に適当な立法権と行政監督権の行使を可能にする。
 権力の分散、司法の強化。
 人権の尊重、市民社会組織の活動の合法化。
 - 宗教、メディア、文化、教育を発展させることを通し、他者を不信心者と規定し自分たちを真実だとするような一方的な考えを拒否し、多元主義を可能にする環境を育て、寛容の価値観を強め、国家・イスラーム・人権のレベルで、他人の意見を受け入れるようにする。
 - 行政腐敗の除去、公的資金の浪費の除去。
 - 富の公平な分配、貧困、失業、教育、保健、住宅問題の解決。
 - 女性が社会経済的義務を果たせるようにすること。
-

(出所) *Al-Quds al-Arabi*, 30 September 2003.

させようとして、政府は地方社会の有力者たち（それは部族的社会の有力者であるが）との協力関係を強めた。

こうして、この時期以降、政府は、保守的なワッハブ派宗教界や地方社会の有力者たちとの関係を強めていき、そのなかで、宗教界などの保守派の影響力が強まってくる。

リベラル派は、改革を嫌う宗教界の影響力が強まり、宗教界の圧力で改革が停滞することを恐れ、保守派を牽制し政府指導部を後押しすることを目的として、リベラル派を中心として請願書を作成したものとみられる。加えて、教育改革をはじめとしたさまざまな改革を求めているアメリカの圧力をかわし、改革の主導権をサウジ側に取り戻し、国民の支持を得た上で、改革を軌道に乗せようとする目的もあったものと考えられる。

その他に、第1の請願書と比べて変わったところは、女性の署名者が51名と多数いることである。第1の請願書では女性は1人も署名していない。第1の請願書以降の改革の動きのなかで、女性の権利の問題が取り上げられており、そうしたなかで請願書への女性の参加が求められたためと考えられる。また、第2の請願書がイスラーム主義者を除外してリベラル派を中心に作成されたことも、多数の女性の参加を可能にしたと考えられる。さらに、第2の請願書にはイスラーム関係の職についているものがゼロであるが、そのことも第2の請願書のリベラル色を示している。

第2の請願書の要点は、表2に記したとおりである。内容は第2の請願書のリベラル色を反映しており、注意深く読むと、全体的に多少世俗的色彩が強まっていることに気づくであろう。

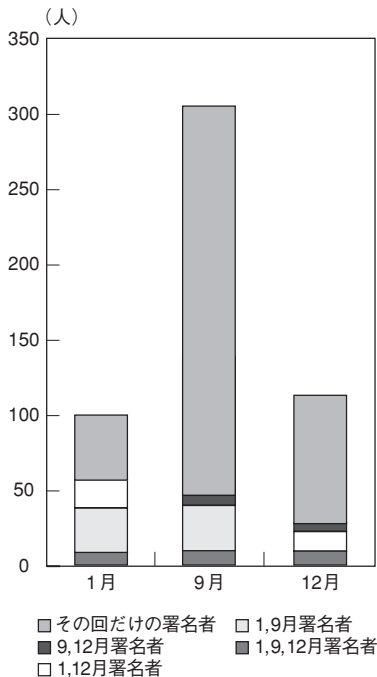
う。請願書には、不信心者規定（タクフィール^(注21)）の否定や多元主義への志向が記されている。しかし、第1の請願書と比べ、憲法や議会の立法権に関する記述は、微妙に表現が異なっているものの、大きくは変わっていない。それは、第1の請願書をまとめた改革派の共同歩調が続いていることを示している。

4. 第3の請願書

アブドゥラー皇太子宛てに2003年12月に提出された第3の請願書では、第2の請願書から一転し、立憲制の主張が鮮明になるなど、政府との対決色が強まり、またイスラーム色も強まっている^(注22)。

第3の請願書の署名者は合計113名である。第3の請願書が9月の第2の請願書とは大きく異なるものであることは、署名者の変化からも見てとれる。第1、第2、第3の請願書の署名者を比較すると、三つの請願書に署名している者は9名で、その9名のうち確認できただけで4名がシーア派となっている。つまり、シーア派を除けば三つの請願書とも署名した者は5名で非常に数が少ない。一方で、第1、第2の請願書に共通する署名者は41名（うち9名は三つの請願書に共通）、第1、第3の請願書に共通する署名者は25名（うち9名は三つの請願書に共通）、第2、第3の請願書に共通する署名者は13名（うち9名は三つの請願書に共通）である。第2の請願書の署名者は305名と多かったにもかかわらず、そのなかで第3の請願書にも署名した者はごくわずかである（図3参照）。このことは第1の請願書の流れを汲んで第2、第3の請願書が作られたが、第2と第3の請願書では、その署名者が大きく異なっており、第2と第3の間に

図3 請願書の署名者の構成



(出所) 請願書の署名者リストより筆者作成。

は大きな相違があることを示している。

第3の請願書の署名者のなかには、第2の請願書に署名しなかったイスラーム主義者のアブドラー・アル・ハーミドが復活したのをはじめ、イスラーム主義者と目される者の多くが復活して名前を連ね、また著名なイスラーム主義者であるモフシン・フサイン・アル・アワージーをはじめ新たに何人かのイスラーム主義者が加わっていることが確認できる。

一方で、第3の請願書では多くのリベラル派がその名前を消している。たしかに、署名者のなかにはリベラル派のムハンマド・サイド・タイプの名前が見られるものの、9月の第2の請願書に署名したりベラル派のほとんどが、第3の請願書ではその名前を消している。しか

も、ムハンマド・サイド・タイプは、請願書の最終バージョン(請願書は、一部の署名者の署名拒否によりバージョンがいくつか出ている。ちなみに、12月19日に報道された署名者と20日報道の署名者では、いくつかの相違がみられる(注23))では、彼の名前はムハンマド・サイドと記されているだけで、肩書きも記されていない。ムハンマド・サイド・タイプの署名をめぐるなんらかの問題があった可能性がある。いずれにせよ、第3の請願書では、リベラル派が後退しているのは明らかである。

第3の請願書の署名者のなかには、8名以上のシーア派がいることが確認できるので、第3の請願書はスンニー系イスラーム主義者に純化されたわけではないが、請願書のイスラーム色が強まったことは間違いなく、それは請願書の内容からも確認できる。もっとも、イスラーム色が強まったとはいえ、第3の請願書の署名者のなかには女性が2名おり、女性問題にも配慮していることを示そうとしているのが見てとれる。

このように、第3の請願書の特徴はイスラーム色が強まったことであり、また表3にも記したように、憲法制定のタイムテーブルを設定するなど立憲制への要求を鮮明に打ち出したことも特徴となっている。

イスラーム色が強まった背景には、1月の第1の請願書で要請した改革が、議論はされているものの、一向に改革の実行はおろかその青写真すら提示されない現実にイスラーム主義者を中心とした改革派が不満を強め、その不満を背景に請願書が作成されたことがあると考えられる。不満を背景に作られた第3の請願書では政府との対決色が強まることとなったが、政府と

の対決を好まないリベラル派は第3の請願書からほとんど手を引いてしまい、結局、第3の請願書ではイスラーム主義者の影響が強まることとなり、そのことでさらに政府との対決色が強まることとなった。おりから、隣国イラクでのアメリカ軍のプレゼンスと、アメリカ軍に対するテロの活発化が、サウジアラビアのイスラーム主義者を刺激し活気づけていたことも影響している。

政府との対立を決定的にしたのは、第3の請願書が立憲制への志向を強めたためである。第3の請願書の署名者で前述のイスラーム主義者モフシン・フサイン・アル・アワージーは2004年1月に「立憲派はサウード家の維持を保障している」と述べているが^(注24)、立憲制への要求は、現在、政治の実権を握っている王家サウード家の権力を崩すものであり、このため第3の請願書の提出により、第3の請願書を作成した

イスラーム主義者を中心としたグループと政府指導部との対立が深まることとなった。

立憲制への要求を鮮明に打ち出した請願書が提出されることを察知した政府は、有力王族を通し、知識人の何人かに署名しないように圧力をかけたとされる。こうした圧力などもあり署名を撤回した者も数多くいる^(注25)。また、それまでの請願書のケースでは、請願書を提出した後で請願書グループの代表たちがアブドッラー皇太子などと面会していたが、第3の請願書の場合は、アブドッラー皇太子は会わず、代わってナーフ内相(国内治安担当)が請願書グループの18名を1週間後に引見した。ナーフ内相との会談では、激しい議論があり、ナーフ内相は、ある参加者に対し「刑務所に行きたいのか」と脅したとも報道されている^(注26)。その参加者は「もし刑務所が回答ならば、それを受け入れよう」と応えたという。請願書グループと

表3 2003年12月の請願書(第3の請願書)の要点

-
- 政府指導部に立憲改革への道に進むことを要求する。
 - 第1の請願書をふまえた改革の実現。
 - 宗教、宗派、思想、階級などにかかわらず、市民の権利と自由を保障すること。
 - 選挙により人々を代表する議会を選ぶ。議会は人々に関わる重要なことを決定する。
 - 行政、議会(注：立法ではない)、司法の3権分立の原則を適用する。
 - 司法の独立。
 - 組合、協会、グループの結成を認め、集会や平和的なデモの権利を守る。
 - イスラーム法が認めている女性の公的な、社会、経済的な役割を果たせるようにする。
 - 指導部は立憲王政へ向けた制度改革を公約する。
 - 憲法制定のために専門家や法律家からなる独立した機関を設立する。
 - 1年以内に憲法を国民投票にかける。
 - 3年を超えない暫定期間内に憲法を施行する。
 - ウラマー、裁判官、イスラーム法を学ぶ学生たちに、立憲改革への支持を求める。
 - 立憲改革は世俗化ではない。それは宗教の主要な本分の一つである。
-

(出所) *Al-Quds al-Arabi*, 19 December 2003.

の厳しい対立の様相がうかがえよう。

第3の請願書は、政府との対決姿勢を強めたため、最終的な署名者の数も113名と大幅に減少した。職業的には教育職・研究職が全体の52%を占め、博士号の保有者が41%を占めている。

5. 第4の請願書

年が変わって2004年2月には第4の請願書がアブドゥラー皇太子に宛てて提出された^(注27)。署名者は880名とされる。この第4の請願書については、人数が多かったためであると思われるが、署名者のリストが報道されていない。また、請願書の本文も短いものであり、このため、現時点では、第4の請願書の性格について詳しい分析は困難であるが、その他の報道もふまえて請願書の内容を紹介すると、署名者は、スンニー派とシーア派を含み、職業的には、学識者、ビジネスマン、学生が署名しているとされる。

この請願書では、アブドゥラー皇太子のこれまでの改革への取組みが賞賛されているが、約束の実施が求められている。請願書は、2003年12月にメッカで開催された第2回「知的対話のための国民集会」の勧告を実施するためのタイムテーブルを求め、人々の(政治)参加の拡大、議会選挙、地方議会選挙などの実施を求め、組合や組織の結成、言論の自由、女性の役割の強化などの市民社会の基礎となるものの確立を求め、さらに、宗教や思想の多様性の尊重を求めている。

第4の請願書は、その記述内容からみてイスラム色の強いものではないが、署名者名簿の詳細が明らかになっていないため、現時点では、詳しいことは不明である。

6. シーア派の請願書

最後に、2003年4月にアブドゥラー皇太子宛てに提出されたシーア派の請願書^(注28)についても簡単に触れておこう。この請願書にはシーア派住民448名が署名している。請願書の内容は、シーア派についての差別撤廃や待遇改善、シーア派宗教活動の自由を求めるものである。具体的には、シーア派を含むすべての宗派を尊重すること、政府機関などでのシーア派出身者に対する差別的な取扱いをやめ、大臣や次官の任命をはじめとした任用においてシーア派出身者を公平に取り扱うこと、シュラー評議会でシーア派議員数の増加、教科書におけるシーア派への差別的記述など教育面でのシーア派への差別的な取扱いをやめること、出版などシーア派の文化活動の自由、シーア派の宗教施設の建設や宗教行事の自由などについて、具体的項目を記して改善を求めている。

3 政府の対応

第1の請願書が2003年1月に提出されて以来、王政指導部は、ある程度改革に前向きに取り組む姿勢を見せてきた。そして、改革派とも対話を行なってきた。

第1の請願書の提出に際しては、アブドゥラー皇太子が請願書グループの代表36名と面会し、4月のシーア派請願書の提出に際しては、東部州のシーア派の代表団がリヤードでアブドゥラー皇太子に請願書を提出している。

その後6月になると、知識人や聖職者らによる「知的対話のための国民集会」がリヤードで開催されたが、この国民集会はアブドゥラー皇太子のイニシアティブで開催されたもので、ス

ンニー派やシーア派、リベラル派やテクノクラートを代表する50名によって、政治、経済、社会問題などが話し合われた。7月にはスルタン第2副首相兼国防航空相が改革派のグループと会談している。

10月になると、政府は、地方の評議会に選挙を導入することを表明した。それは14の主要都市(リヤード、メッカ、ジェッダ、メディナなど)の行政改革を行ない、市評議会(majlis baladī, municipal council)の議員の半分を1年以内に選挙で選ぶとするものである。もっとも、その詳細については現在のところ不明である。この発表に対し、タウフィーク・アル・カシールなどの改革派は歓迎の姿勢を示した上で、さらに、1月の請願書で改革派が要求している州評議会(majlis mintāqa, regional council)とシューラー評議会の選挙も実現すべきと述べている^(注29)。また10月後半、『アル・ハヤート』(*al-Hayāt*)紙は政府高官筋の話として、政府には、地方の13州の州評議会議員の半分を選ぶ選挙を2年以内に行ない、またシューラー評議会議員の3分の1を選ぶ選挙を3年以内に導入する考えがあると報道している^(注30)。これらの報道からは、地方の評議会選挙に関しては、政府が決定しているのは市評議会の選挙であり、地方行政改革の焦点となっている州評議会議員の選挙ではないと考えられる。地方の評議会選挙の詳細はまだ明らかにされていないが、いずれにせよ、政府は政治改革の一環として、まず地方の評議会に選挙を導入することを表明したのであった。

政府は、翌11月にシューラー評議会法の改正を行なった。その改正では、シューラー評議会法第17条と第23条が改正され^(注31)、シューラー評議会の提案と閣議の意見が異なったとき

シューラー評議会は改めて国王宛てに意見を提出できること、シューラー評議会の議案の発議は議員10名をもって発議権が生じるとした部分を削除し、人数の制約をなくした。シューラー評議会の立法機能の強化という点では、マイナーな改革であったが、これも政府による政治改革の動きの一環としてとらえることができよう。

12月には、第2回目の「知的対話のための国民集会」がメッカで開催されている。国民集会には、9名の女性を含む60名が集まり、国民参加の拡大の必要性、選挙過程を早めること、メディアの発展の必要性、教育カリキュラムの発展、過激主義の撲滅、女性問題などが議論された。会議の参加者はアブドッラー皇太子と会談し、会議の提案を提出し改革を求めている。

その後の主要な動きとしては、2004年2月に、サウジアラビアで初めての教育政策について議論する場としての文化フォーラムが開催され、参加者たちは、イスラームと教育、女性教育などの問題を議論している。同月には、サウジアラビアで初めての非政府の人権組織「国民人権協会」が発足した。同協会は、ジャーナリストを含む男女41名のメンバーからなり、女性への権利違反を監視する特別なパネルも設置するとされる。さらに、高等教育省が、大学の学長、学部長などを選ぶための選挙制度を2年以内に導入する計画を進めていることが新聞で報道されている。また、「知的対話のための国民集会」の第3回目の会議は、2004年6月にメディナで開催されることが決まり、そこでは女性の問題に焦点を当てて議論が行なわれることになっている。

このように、2003年1月の請願書以来、サウ

ジアラビアでは政治改革問題が具体的な政治課題として浮上し、それに対し王政指導部もある程度の改革を行なおうとする姿勢を示してきた。王政指導部がある程度の改革を行なおうとする姿勢を示すようになったのは、国民の政治意識の変化、若年層の増加と失業問題など、政治環境をめぐる構造的な変化があり、そのことを背景に改革を求める国民の動きが強まっており、王政指導部としても改革要求を真剣に受け止め、なんらかの改革を行ない国民の声に応えていかざるを得ない状況となっているからである。

また、9.11以降のアメリカからの民主化圧力も、王政指導部の対応に影響を与えている。大きな流れとしては、グローバル化の波が湾岸にも押し寄せてきており、サウジアラビアは、政治・経済体制を改革し、グローバル化に対応することを迫られている。経済分野では、民間産業の育成とWTOへの加盟実現を梃子として改革を行なってきたものの、政治分野の改革は取り残されてきた。しかし、9.11以降、アメリカからの民主化圧力が強まり、国内改革に大きな影響を与えている。王政指導部は、外圧を利用し国内反対派を牽制しつつ改革を進めようとしているが、アメリカの外圧にはサウジ国内の反発も強く、外圧が加わることが改革問題を複雑にしている。

4 改革の動きがはらむ矛盾

—終わりに代えて—

これまで議論されてきた改革は、政治・国家体制の改革をめぐる問題と、国民の諸権利の確立、つまり市民社会の実現をめぐる問題の二つ

の柱に分けられる。そのいずれもが、国民の政治参加の促進につながるものであるため、改革の動きは「民主化」の一環として理解されることが多い。しかし民主化を、国民主権に立脚し、思想信条の自由をふまえ、議会制民主主義の実現や市民の権利の確立を目指したものと規定するならば、請願書の分析のなかでみてきたように、2003年1月以降の請願書の内容には、民主化とは異なる性格の改革要求が含まれている。

請願書を取りまとめた改革派は、イスラーム主義者、リベラル派そしてシーア派から構成されているが、中心となっているのはイスラーム主義者とリベラル派の二つのグループである。イスラーム思想の影響を受けた者たちが要求しているのは、あくまでイスラーム法に沿った改革であり、その内容のなかには、すでに見たように、民主化の枠内に位置づけることが困難なものも含まれている。イスラーム主義者の主眼は、統治権をサウード家から議会に移すことにあり、議会を強化し、議会に多くの権限を委ね、イスラーム法に基づいた政治を実現しようとしている。イスラーム主義者の主張する立憲制も、イスラーム法に基づいた政治を保証するものとしての、立憲制である。

一方で、リベラル派が求めているものは、議会制の確立を柱とする民主化である。そこでは、議会の選挙を実現し、議会に立法権を与え議会の権限を強化することが求められ、また、憲法を制定し、その成文憲法が議会制と国民の権利を保障する役割を果たし、イスラームは尊重されつつもイスラーム法に縛られない政治の仕組みが最終的に求められている。それは、政治におけるイスラームの役割を相対化させ、プルーラリズム(多元主義)に基づく政治社会が実現さ

れることを意味している。

このように、請願書を取りまとめたイスラーム主義者とリベラル派が改革において目標としているものは、その根本において大きく異なっている。両者は、現在まで協力して請願書を取りまとめてきたが、改革派自身その内に矛盾をはらんでいるのである。改革派を構成するイスラーム主義者、リベラル派、シーア派は、それぞれ、イスラーム主義者は中央部のナジュド地方、リベラル派はジェッダを中心とするヒジャーズ地方、シーア派はバルシャ湾に面した東部州を基盤としており、三つのグループの間の相違は、単にイスラーム主義やリベラル派の相違よりも大きいものと思われる。

王族であるサウード家の立場も複雑である。すでに見てきたように、アブドッラー皇太子自身は、政治改革の必要性を認識しており、またアメリカからの改革圧力を受け、改革に取り組もうとしてきた。しかし、改革が進んでいけば、それはサウード家の権力を弱め権益を損ない、サウード家にとって打撃となる側面があることは確実であり、王族サウード家のなかには改革に反対する動きも存在する。また、保守的なワッハーブ派宗教界のなかにも、ワッハーブ派の役割と影響力を弱めることになる改革に反対する声が強い。アブドッラー皇太子を中心とする王政指導部は、これまでおおむね改革に前向きな姿勢を見せてきたが、王政の基盤となっているサウード家やワッハーブ派のなかには改革への反対も存在し、必ずしも一枚岩ではなく、その内情は複雑である。

いずれにせよ、改革が最終的に目指すものは何か、あるいは改革をどこまで進めるかという点については、王政指導部と改革派、あるいは

サウード家や改革派内の各グループなど、それぞれの立場によって異なっていることは注意を要する。改革が進んでいくにしたがい、王政指導部と改革派の対立、あるいは改革派内における意見の対立、王族やワッハーブ派宗教界内の意見の対立が強まっていく可能性が高いと考えられる。それらの要素は複雑に絡み合っており、今後の改革の動きに影響を与えていくであろうし、そのことが、政治改革の動きの向かう先を不透明にしている。

そもそも、改革の実現には、サウジアラビアの国家と社会の根幹に関わるきわめて難しい問題が横たわっており、改革の行方には予断を許さないものがある。改革の焦点の一つである政治・国家体制の改革は、王政とイスラーム国家体制の問題に関わり、もう一つの焦点である市民社会の実現は、イスラームと社会慣習・価値観の問題に関わり、改革を進めていくと、それらの問題についての回答が迫られることになるからである。

すでに、改革をめぐる政府指導部と改革派の対立が強まっている。12月に提出された第3の請願書では立憲制を求めるトーンが強く打ち出され、そのことで政府と請願書グループとの対立が強まった。また、改革が進展することで政治・社会におけるイスラームの役割が弱められることを恐れるワッハーブ派宗教界からの反発も強まっている。

そうしたなかで、治安当局は3月16日に改革派の中心人物たちの一斉拘束に踏み切った。拘束されたのは改革派のリーダーたち13名で、そのなかにはムハンマド・サイード・タイイブ、アブドッラー・アル・ハーミド、ナジブ・アル・フナイジーなど、リベラル、イスラ

ーム主義，そしてシーア派の改革派のリーダーたちが含まれていた。

治安当局が改革派の中心人物の拘束に踏み切ったのは，改革派がしだいに立憲制への要求を強め，王政への批判を強めたためであり，また改革派のなかに，2004年2月に設立された人権組織(National Human Rights Association)は政府によって設立された組織であるとする批判が存在し，改革派のなかに独立した人権組織を設立しようとする動きがあったためであるとされる^(注32)。2月には880名が署名した第4の請願書が提出されており，改革派の動きが強まってくるなかで，治安当局が危機感を強め，改革派への引締めの一環として拘束を行なったものとみられる。また，改革派による独立した人権組織の設立へ向けた動きが事実だとすれば，それは事実上の政党の結成につながるものであり，治安当局が先手を打って対策に乗り出した側面もあろう。

一方で，今回の改革派の拘束からは，改革をめぐる王族内の意見の相違もみてとれる。王政指導部の多くは改革の必要性を認識しているものと考えられるが，王族のなかにはナイーフ内相のように，保守的なワッハブ派宗教指導層とつながりをもち改革に否定的な考えをもつとみられる王族も存在する。3月の改革派の拘束はナイーフ内相の指揮下にある治安機関が行なったことである。その拘束は政府の一致した考えに基づくものか，あるいはナイーフ内相の独自の判断に基づくものであるかは不明であるが，改革派の拘束は，改革には保守派の強い反対があることを改めて示すものであった。今後は，王位・皇太子位継承問題を含めた王政指導部内の権力争いの視点からも，改革に反対する動

きを注意深くみていくことが必要であろう。

改革派の拘束に対するアメリカの反応は早かった。拘束の翌17日にアメリカ国務省のスポークスマンは，王政による後戻りのステップであり失望を禁じえない，と拘束を批判している。19日にサウジアラビアを訪問したパウエル国務長官も，アブドゥラー皇太子と会談した後に，言論の自由がないことに懸念を抱いている，と述べている。また，改革派も，拘束を受けて3月21日に，拘束者の釈放と改革の加速を求める内容の，105名が署名した声明を出している。

こうした内外の動きを受けて，治安当局は拘束者の釈放を始めた。3月末時点で，アブドゥラー・アル・ハーミド，マトルーク・アル・ファリーフ，アリー・アル・ドゥマイニーの3名を除いて，拘束者は釈放された。しかし，5月半ばの段階でもその3名の拘束は続いている^(注33)。

改革派の拘束以降，サウジアラビア国内では改革派の目立った動きはなくなっている。しかし，改革の流れが止まってしまうとは考えられず，今後の展開が注目される。

(注1) サウジアラビアの税制については，福田安志「サウジアラビアにおける税制と国家財政」(『現代の中東』第30号 2001年)を参照。

(注2) 1991年，92年の請願書については，福田安志「王政とイスラーム主義」(山内昌之編『イスラーム原理主義』とは何か』岩波書店 1996年)を参照。

(注3) 1993年のシューラー評議会法(nizām majlis al-shurā, 勅令No. A/91, AH1412/8/27)の第15条，第17条。

(注4) シューラー評議会法第17条では，評議会の決議は閣議に回付されるが，評議会と閣議の意見が異なるときは国王が決定する，と規定されている。

(注5) *EIU Country Profile* [Saudi Arabia], 30 December 1997.

(注6) サウジアラビアで働く外国人に対し，所得に応

- じ所得税を課税する法案。月3000リアル(800ドル)以上の収入のある者に対し、所得税を課すもの。
- (注7) 「国家基本法」第1条。
- (注8) 「国家基本法」第7条。
- (注9) Teitelbaum, Joshua, *Holier Than Thou, Saudi Arabia's Islamic Opposition*, Washington, D.C.: The Washington Institute for Near East Policy, 2000.
- (注10) Fandy, Mamoun, *Saudi Arabia and the Politics of Dissent*, London: Macmillan, 1999.
- (注11) Doran, Michael Scott, "The Saudi Paradox," *Foreign Affairs*, Vol.83, No.1, 2004.
- (注12) 中村覚「サウジアラビアにおける民主化要求—政治的対立の構造と今後—」(『国際問題』第52号2003年9月)。
- (注13) その他に、サウジアラビア研究者などによる非公開の報告などがあるが、それらも、現在の政治改革の動きについて焦点を当てたものとはなっていない。
- (注14) *Al-Quds al-'Arabī*, 27 January 2003.
- (注15) 署名者リストに博士号が記載されている者の数である。記載していない者もいる可能性もあることを考慮すると、博士号をもっている者の数はもっと多い可能性もある。
- (注16) 図3にも示したが、リベラル色の強い9月の第2の請願書には第1の請願書の署名者41名が署名し、イスラーム色の強まった12月の第3の請願書には第1の請願書の署名者25名が署名している。この数のなかには、シーア派4名を含む3請願書共通の署名者9名がいるが、このことから推測すると、第1の請願書では数の上ではリベラル派の数のほうがイスラーム主義者よりも多いのではないかと推測される。
- (注17) 第1の請願書の記載内容については、*Al-Quds al-'Arabī*, 27 January 2003に掲載されている。以下、同様。
- (注18) *Al-Quds al-'Arabī*, 30 September 2003. 第1の請願書と同様に、新聞で報道された請願書の写しには署名者のリストが付いている。
- (注19) 署名者のうち、博士号をもつのは54名、アー・シャイフ家は6名。職業別内訳は、作家・詩人が26%、教育研究職は19%、マスコミは5%、ビジネスマンが14%である。シーア派は確認できるだけで26名おり、9%を占めている。
- (注20) *Al-Quds al-'Arabī*, 30 September 2003.
- (注21) タクフィールとは、イスラーム過激派のテロを正当化する論理的根拠となっており、不信心者だからテロを加えてもよいという考えにつながる。
- (注22) 請願書のコピーは、*Al-Quds al-'Arabī*, 19 December 2003に掲載されている。
- (注23) *Al-Quds al-'Arabī*, 19 December 2003; 20 December 2003.
- (注24) *The Daily Star* [Beirut], 16 January 2004.
- (注25) *BBC Monitoring Middle East*, 25 December 2003. なお、第3の請願書の署名者の数は、報道により、150名以上、116名、113名と異なっているが、数の相違は署名撤回の影響であると考えられる。
- (注26) *The Financial Times*, 17 January 2004.
- (注27) *Al-Quds al-'Arabī*, 23 February 2004.
- (注28) *Al-Quds al-'Arabī*, 1 May 2003.
- (注29) *BBC Monitoring Middle East*, 16 October 2003.
- (注30) 実際に選挙が行なわれるかどうかについては不透明である。
- (注31) "King Fahd Orders Amendment of Articles of Shoura Council System," *Saudi Press Agency*, 29 November 2003.
- (注32) *Al-Quds al-'Arabī*, 24 March 2004に掲載された、ロンドンの王立国際問題研究所のマイ・ヤマニ(Mayy Yamani)の指摘。
- (注33) *The Daily Star* [Beirut], 21 May 2004.

(ふくだ・さだし/地域研究センター長)